

奈良県

街道 1

日本最初の中国式の都城である藤原京（持統 8（694）遷都）と、藤原京が完成した慶雲元（704）のわずか3年後に遷都の審議が始まった平城京（和銅 3（710）遷都）は、平安京と異なり首都としての期間が短かった。両京のその後は、藤原京がほとんど消滅したのに対し、平城京は宗教都市として存続した。しかし、何れも“土地の所有区分”としての碁盤目状都市は、貴族の移転とともに消滅し原野に戻ってしまう。従って、遺構として確認できる土木遺産としては、大内裏の南門である朱雀門から南に延びる都城の幹線街路の一部のみでしかない。藤原京の朱雀大路（橿原市、国史跡）Aは幅約 24m〔下の写真の左側が西側溝、右側の道路の辺りが東側溝〕、平城京の朱雀大路（奈良市、国史跡）Aは幅約 70m〔一番下の写真〕であった。



街道 2

奈良県には、神社参道橋ではなく、一般目的に造

られた立派な石桁橋が3橋も現存する。これは江戸期としては稀なことで、中でも今在家の石橋（奈良市、慶安 3（1650））Aは、現存・現役の一般目的の石桁橋としては国内最古でありながら4径間と大型であり、かつ、両サイドにRC橋脚を追加して拡幅されているとはいえ、中央部の各3本の石柱は現役で、何と自動車荷重を支えている。



街道 3

奈良盆地の特徴の一つは、伊勢講が建立した太神宮常夜灯が集中している地区があることである。隣県である大阪、京都、和歌山ではほとんど見かけない。伊勢に近いからであろう。大型のものは少なく、ここでは、最大規模で、かつ、後述する奈良独自の中世環濠集落の中にあるという意味で、法貴寺の太神宮常夜灯（田原本町、寛政 8（1796））Aを代表例として紹介する。



街道 4

多武峰談山神社の町石群（桜井市、承応 3（1654）、



県史跡) **B** は、京都府の上醍醐の町石と同様、町数ではなく経典が主役の町石である。上醍醐がマンダラであったのに対し、ここではインド伝来の華嚴経に基づく菩薩の修行の52階位を麓から順に刻字しているのが特徴である。第

1～10位までが「十信」、11～20位が「十住」、21～30位が「十行」、31～40位が「十廻向」、41～50位が「十地」、51位が「等覺」、写真の52位が菩薩修行の最後の位で、一切の煩惱を断じ尽くし仏・如来と同一視される「妙覺」で、五十二町石である。

農業 1

大化の改新(645)による律令制度の導入に伴い、古代日本の平野部で農耕地の大規模な「方格地割」が実施された。6町(約654m)四方の道路や畦畔で方格に区画された「条里」を1単位とし、その一辺を6等分することで1町(約109m)四方の正方形が36区画作られる(「坪」と呼ばれた)。奈良盆地の至る所で、この1町ごとに仕切られた格子状の水田を見ることができるが、ここでは法隆寺のある斑鳩の条里田(斑鳩町、8世紀) **A** を代表例として写真で示す。



農業 2

益田池の堤(橿原市、天長2(825)、県史跡) **A** は長さ約200m、高さ9.6mの堰堤を築くことで生まれた古代日本で有数の溜池である。『性霊集』巻二の「大和州益田池碑銘并序」によると、藤原三守と紀末成が旱魃対策と開墾促進のため溜池の築造を計画し、嵯峨天皇の許可を得て空海の弟子・真円とともに工事を行ったとある。残念なことに池は埋め立てられて橿原ニュータウンになり、堰堤の一部55mだけが公園の中に保存されている。



衛生 1

三井(斑鳩町、7世紀?、国史跡) **A** は、聖徳太子が掘らせたと言われる古井戸の一つである。法輪寺の別名・三井寺の名称の由来にもなっている由緒ある井戸だが、特徴的な点①は、粗加工の石4枚を四角に置いただけの井戸枠にある。類似した形態の井戸枠は、県内の河合町の薬井(7世紀?)や兵庫県の關伽井(737)でも見られることから、井戸枠の原初的な形態と言えるのではないかと。特徴的な点②は内部構造にあり、「磚」と呼ばれる扇状の薄い板状の石を積み上げた側壁は他に例を見ない。



衛生 2

長弓寺の元・石風呂（生駒市、南北朝時代）**A** は、奈良・京都と山口で見られる石風呂の系譜に属する。寺に石風呂という発想は重源（1121-1206）によるもので、その発展型が東大寺造営材の切り出し人夫の保養目的で山口県に造った岩風呂である。奈良における石風呂の後継者は真言律宗の叡尊（1201-90）で、法要行事が行われる際、参詣者に清めと厄病よけをさせるため石風呂を導入した。この湯施行の対象は、その後、庶民や病人に広がり、長弓寺の石風呂はハンセン氏病患者にも施されたと言われている。



防衛 1

わが国の環濠集落は、弥生期と中世に集中して形成された。西日本の弥生環濠集落は、戦乱に対処するためとされてきたが、本リストでは対象外とした。それは、濠が遺構として残っていないからである。一方、中世環濠は、奈良県の平野部に数多く造られ、今でもその多くが環濠の所在を確認できる状態にある（奈良県リストには 69ヶ所を記載）。これらの環濠集落は、「戦国時代にあつて、農民が自衛のために村落の周囲に濠を掘った」ものではない。15世紀の初頭以来、大和の国では、筒井、十市、箸尾、越智らの国人（在地領主）が敵味方を変えながら覇を競う中で、戦いに加わった地侍の多くは環濠集落に居を構えていた。そして、集落は戦場にもなり、農民は兵士にもなった。すなわち、環濠集落は平時では農村、戦時には城砦となったもので、濠の目的は自衛ではなく積極的な防衛にあつた。

奈良の代表的な中世環濠集落は、大きさでは南郷環濠集落（広陵町）**A** と今井環濠集落（橿原市）**A**



の2ヶ所が飛び抜けて大きく、保存状態では番条環濠集落（大和郡山市）**A** [上の写真] と南柳生環濠集落（天理市）**B** [下の写真] に手付かずの良さが残っている。

その他 1

飛鳥水落遺跡（明日香村、斉明6（660）以前、国史跡）**A** は、『日本書紀』の斉明6に「皇太子中大兄が初めて漏刻（水時計）を作り人々に時を知らしむ」と記載された遺構だと考えられている（出土土器から 650-660年頃に造営され廃絶されたことが判明したため）。ただ、落下式加圧水槽や給水装置だったという説もある。基壇中央の石盤が漏刻台である。

